

「新時代の教育のための国際協働プログラム」  
委託事業に係る審査基準

平成31年2月15日

令和2年2月18日一部改訂

令和3年6月15日一部改訂

1. 審査方法

審査は、文部科学省大臣官房国際課に設置された外部有識者による「新時代の教育のための国際協働プログラム」委託事業に係る審査委員会において書類審査を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出やヒアリングへの対応を求めることもある。

2. 評価方法

1) 公募に係る審査

評価は、企画提案ごとに「絶対評価」にて行う。審査委員は、4.1) に示す評価項目ごとに5.1) に示す評価基準に基づき点数化し、別紙1「審査用紙（公募に係る審査）」に記入する。各委員が各々評価した結果の合計を平均した点数を当該提案者の得点とする。

2) 継続に係る審査

評価は、当該年度の実績報告及び翌年度の事業計画について、4.2) に示す評価項目ごとに5.2) に示す評価基準に基づき、別紙2「審査用紙（継続に係る審査）」に審査結果を記入する。

3. 採択案件の決定方法

1) 公募に係る審査

各評価項目の得点合計が最も高い者を採択案件に決定する。

2) 継続に係る審査

原則として、委員会の了承をもって「継続することが適当」と判断した場合、採択するものとする。

4. 評価項目

1) 公募に係る審査

(1) 事業内容に関する評価

- ①本事業の目的及び本事業の中核となる目標・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。
- ②事業推進の方法及び内容等が具体性・適正性・効率性に優れており、適切であること。

③不要な経費が計画に入っていないこと。経費の設定（特に人件費、謝金、旅費、再委託費）が妥当であること。

## (2) 事業実施組織に関する評価

- ①国際交流（受入れ及び派遣）並びに国内及び海外の教育機関（教育委員会及び学校等）に向けた成果普及・情報発信に関するノウハウ及び実績を有していること。
- ②国内及び海外の教育機関（教育委員会及び学校等）及び官公庁との連携に関するノウハウ及び実績を有していること。
- ③教育分野（特に初等中等教育）に関連する知見及び実績等を有していること。
- ④事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
- ⑤業務管理を適切に遂行できる人員・組織体制が整っていること。
- ⑥財務状況の評価により経営基盤が確立していること。

## (3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

- ① ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等を有していること。

参考：評価項目と提出資料の対応について

評価項目	評価の根拠とする資料及び項目等
(1) ①	企画提案書 1. (1) ~ (6)、3.
(1) ②	企画提案書 1. (1) ~ (6)、3.
(1) ③	企画提案書 1. 2. 3
(2) ①	企画提案書 2. (1)
(2) ②	企画提案書 2. (2)
(2) ③	企画提案書 2. (3)、(4)
(2) ④	企画提案書 2. (5)、(6)
(2) ⑤	企画提案書 2. (1) ~ (7)
(2) ⑥	団体の概要がわかる資料
(3) ①	団体の概要がわかる資料

## 2) 継続に係る審査

- ① 前年度事業の実施実績
- ② 前年度の実施状況を踏まえた次年度計画になっているか
- ③ 当該年度事業の目的・計画の具体性・実現性・妥当性
- ④ 当該年度事業推進の方法・内容等の具体性・適正性・効率性
- ⑤ 当該年度事業経費の妥当性

## 5. 評価基準

### 1) 公募に係る審査

- (1) 「4.1) (1) 事業内容に関する評価」及び「4.1) (2) 事業実施組織に関する評

価」に係る評価基準)

以下の5段階とする。また、評価項目の重要性に鑑み、項目ごとに係数を掛けて評点に重み付けをする。

評価基準	評価	点数換算		
		20	10	5
A	大変優れている	20	10	5
B	優れている	15	7	4
C	普通	10	5	3
D	やや劣っている	5	3	2
E	劣っている	1	1	1

(2)「4. 1) (3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る審査基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○えるぼし認定等（女性活躍推進法）

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝2点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝3点
- ・認定段階3＝4点
- ・プラチナえるぼし認定＝5. 2点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝1点

○くるみん認定企業・プラチナ認定企業（次世代育成支援対策推進法（次世代法））

- ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝2点
- ・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）＝2. 4点
- ・プラチナくるみん認定＝3点

○ユースエール認定（若者雇用促進法）

- ・ユースエール認定＝3点

○上記以外＝0点

【参考】評価項目と提出資料の対応について

評価項目	点数配分	評価基準				
		大変優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
(1) ①	20	20	15	10	5	1
(1) ②	20	20	15	10	5	1

(1) ③	10	10	7	5	3	1
(2) ①	10	10	7	5	3	1
(2) ②	10	10	7	5	3	1
(2) ③	10	10	7	5	3	1
(2) ④	5	5	4	3	2	1
(2) ⑤	5	5	4	3	2	1
(2) ⑥	10	10	7	5	3	1
(3) ①	5.2	<p>以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。</p> <p>○えるぼし認定等（女性活躍推進法）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝2点</li> <li>・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝3点</li> <li>・認定段階3＝4点</li> <li>・プラチナえるぼし認定＝5.2点</li> <li>・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝1点</li> </ul> <p>○くるみん認定企業・プラチナ認定企業（次世代育成支援対策推進法（次世代法））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝2点</li> <li>・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）＝2.4点</li> <li>・プラチナくるみん認定＝3点</li> </ul> <p>○ユースエール認定（若者雇用促進法）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユースエール認定＝3点</li> </ul> <p>○上記以外＝0点</p>				

## 2) 継続に係る審査

継続に係る審査基準の評価基準は、以下の3段階とする。また、「改善事項あり」の場合はコメントを記載すること。評価項目ごとに3段階で評価した上で、それらを総合的に判断し「継続することが適当」又は「継続することが適当ではない」を判断する。

評価基準	評価
A	適正
B	概ね適正

C	改善事項あり
---	--------

「新時代の教育のための国際協働プログラム」委託事業  
審査用紙

審査委員

御評価の結果を下表の「評定」及び「御意見」に御記入ください。

評価項目	点数配分	評価基準				評定	御意見	
		大変優れている	優れている	普通	やや劣っている			劣っている
(1)①	20	20	15	10	5	1		
(1)②	20	20	15	10	5	1		
(1)③	10	10	7	5	3	1		
(2)①	10	10	7	5	3	1		
(2)②	10	10	7	5	3	1		
(2)③	10	10	7	5	3	1		
(2)④	5	5	4	3	2	1		
(2)⑤	5	5	4	3	2	1		
(2)⑥	10	10	7	5	3	1		
(3)①	2.6	認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。						
合計						0		

## 「新時代の教育のための国際協働プログラム」委託事業

審査用紙

記入者名・所属： \_\_\_\_\_

※最左欄の観点に基づき、適正・概ね適正・改善事項ありのいずれかに○をご記入ください。

評価の観点	適正	概ね適正	改善事項あり	コメント（「改善事項あり」に○をした場合には要記載）
①前年度事業の実施実績				
②前年度の実施状況を踏まえた次年度計画になっているか				
③当該年度事業の目的・計画の具体性・実現性・妥当性				
④当該年度事業推進の方法・内容等の具体性・適正性・効率性				
⑤当該年度事業経費の妥当性				

上記に基づき、審査した結果（いずれかに○）

継続することが適当 ・ 継続することが適当ではない

○特記事項（あれば）

--

「新時代の教育のための国際協働プログラム」委託事業に係る  
審査要領

平成31年2月15日  
令和3年6月15日一部改訂

「新時代の教育のための国際協働プログラム」委託事業に係る審査委員会（以下、「審査委員会」という。）における事業者の審査・評価を行うための審査委員を置く。審査委員は下記について遵守しなければならない。

記

（秘密の保持）

第1条 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。また、審査委員は、委員として取得した情報（申請書類等の各種資料など）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。

2 審査委員は、自身が審査委員であることを公言してはならない。

（利害関係者の審査）

第2条 審査委員は、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかに文部科学省大臣官房国際課に申し出なければならない。

- ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ② 審査委員が所属している法人等から申請があった場合
- ③ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
- ④ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
- ⑤ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
- ⑥ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式又は新株予約券を保有している場合
- ⑦ その他、競争参加者との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合

2 前項の1号から6号に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、7号に該当する場合、文部科学省は、審査委員



会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。

- 3 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。
- 4 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合は、その関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。

(不公正な働きかけ)

第3条 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文部科学省大臣官房国際課に報告しなければならない。

- 2 文部科学省は、前項の報告を受けた場合は、適切に対処しなければならない。